ユニオンリーダーへ新たな発信

APPROACH

あぷろうち

SPRING
2019.03
No.270

法改正を活かすカギは
36協定（サブロク）です。

p2-3　特集：**長時間労働の是正に向けて**
p4　4月から労働基準法が変わります！
p5　労使合同提言
p6　労働組合 on VIEW　電機連合群馬地協
p7　地域フィールド　北部・西部
p8　声-voice2-　投票に行きましょう！

電機連合群馬地協総合労働条件改善闘争学習会

特集

Action! 36

長時間労働の是正に向けて

連合は暮らしの「底上げ」に関するテーマを広く社会に浸透させることを目的に「クラシノソコアゲ応援団!RENGOキャンペーン」の重点取り組みとして「Action!36」を展開しています。

4月から罰則付きの時間外労働の上限規制等、働き方改革関連の法改正が施行されます。今回の法改正は長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保すること等の観点から、労働時間にかかる制度について見直しが行われました。

連合は改正が行われた背景を踏まえ、すべての職場でより良い働き方の実現や、働く人たちのセーフティネットづくりを目指して、「Action!36」と銘打った取り組みを3月まで展開しています。具体的には、36協定(サブロク)の適切な締結等の取り組みと併せて、改正内容の周知・浸透や長時間労働の是正に向け、使用者団体等とも連携しながら**社会全体に訴えていく**こととしています。

「36協定(サブロク)」「36の日(サブロク)」を浸透させる

皆さんの中には、日々の業務に追われ、残業や休日出勤があたり前になっている方も多いのではないでしょうか。使用者は法定労働時間(1日8時間・週40時間)を超えて、または法定休日に労働者を働かせることは、原則できないことになっています。

労働基準法では、「時間外・休日労働に関する協定」を労働者の代表と使用者が締結し、労働基準監督署長に届け出ることを要件として、協定で定めた範囲内でのみ時間外・休日労働させることを例外的に認めています。この「時間外・休日労働に関する協定」を通称「36協定(サブロク)」と言っています。

連合は3月6日を「(36)サブロクの日」とし、PR発表会と学生を対象としたディスカッションイベントや全国各地で世論喚起を実施しました。

共同宣言を締結

群経協・連合群馬 組織の垣根を超えて連携

1月16日に行われた(一社)群馬県経営者協会・連合群馬新春労使共同セミナーにおいて、同日付で「長時間労働是正に向けた共同宣言」を締結しました。

今回の労働基準法改正を実効性あるものとするためには、従来の企業労使の取り組みに留まらず、このことを広く社会に発信させ、国民全体に浸透していくことが重要です。

この認識を共有し、行政や経済団体などの各種団体などと、組織の垣根を超えて連携することで、長時間労働に依存しない企業文化や職場風土の醸成を図っていきます。そして、すべての労使が健康とワーク・ライフ・バランスを確保しながら、健やかに働くことのできる社会の実現に向け、働き方改革に取り組んでいきます。

共同宣言締結
左から八木群経協会長、富澤連合群馬会長

高崎市内で
アピール行動

36の日
宣伝用キャンディー

組織外に向けた取り組み

◀◀◀ 高崎でアピールウォーク

2月2日にJR高崎駅西口の市中心街を行進し、長時間労働の是正を訴えました。

駅頭行動で配布行動 ▶▶▶

3月6日に地協を中心に12駅で一斉街頭行動における「サブロクの日(サブロク)」「36協定(サブロク)の重要性」について、ティッシュ配布を行いまいた。

桐生駅にて

渋川駅にて

36協定(サブロク)の届出様式が変わります!

「時間外労働の上限規則」が導入されることに伴い、**4月以降(中小企業は2020年4月)届出様式が変更されます。**

大きな特徴点は、「従来の様式と異なり、一般条項のみの場合と特別条項付の場合とで様式が分かれている」ことが挙げられます。

また、特別条項付36協定(サブロク)は様式が2枚に渡り、限度時間までについてと特別条項について、それぞれの内容を記載することになります。

一般条項の記載時の注意点

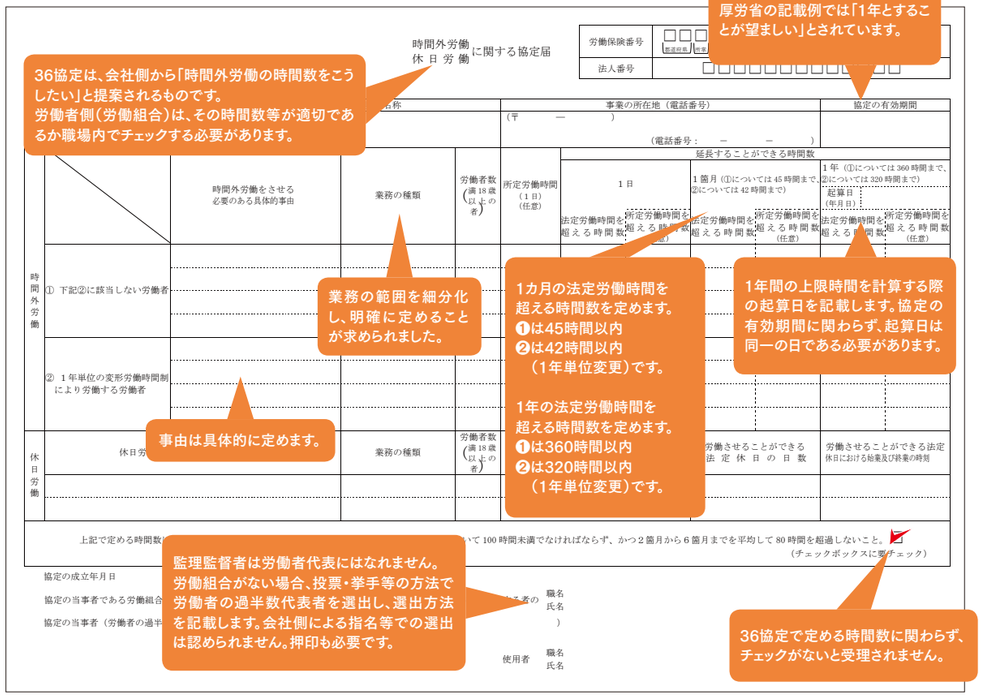

労働組合がチェック

4月から労働基準法が変わります！

改正の内容は企業・労働者の「働き方」に関する改革を求めており、企業は改正後の労働基準法に合致する就業規則に見直す必要があります。

1 残業時間の上限規制

改正労働基準法では、残業時間に上限規制が定められることになりました。

三点がポイント！

❶臨時的な特別な事情がある場合でも、限度時間は年720時間を上回ることはできません。

❷休日労働を含み、月100時間を超えてはいけません。

❸2～6カ月の期間いずれも、休日労働を含んで月平均80時間以内でなければなりません。

❶～❸の内容を就業規則に明示する必要があり、この限度を超えた場合、罰則の対象となります。

2 年次有給休暇の取得義務化

労働基準法第39条には、企業が労働者に対して年次有給休暇を与えることが義務付けられています。今回の法改正では、年10日以上の有給休暇が付与される労働者には5日の取得を義務づけています。

また、**企業側は労働者に対し、最低5日の年休を取らせなければならず、これに違反した場合、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金が課せられる**ことになります。

年次有給休暇100%取得を目指し
計画的付与などの方策を労使で協議しましょう！

企業規模別	取得日数	取得率
1000人以上	11.2日	58.4%
300～999人	8.6日	47.6%
100～299人	8.4日	47.6%
30～99人	7.7日	44.3%

（1年間1人平均）
出所：厚生労働省H30年就労条件総合調査

3 同一労働同一賃金導入

非正規雇用（パート、アルバイト等）と正規雇用の間の不合理な待遇差を解消するものであり、例えば、同じ職場で同一の業務を担当している非正規労働者と正規労働者が同じ時間働いたならば、報酬額も同じでなければいけない、という考え方です。

同一労働同一賃金制度の反映は、大企業では2020年4月から、中小企業等では2021年4月から適用となります。

今回整備されるルール

❶雇用形態の違いによる不合理な待遇差の禁止規定の整備

❷同一労働同一賃金ガイドラインの策定

❸待遇に関する説明義務の強化

加盟組織へ
周知啓発

4 勤務間インターバル制度

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後から次の勤務開始までに一定時間以上の休息時間を設ける制度で生活時間や睡眠時間を確保するものです。

法律上、どれくらいの休息時間を確保するべきかは明確にされていませんが、EUでは「11時間」が義務付けられています。長時間労働による健康被害を避けるという意味では重要な法改正となっています。

勤務間インターバル制度の導入状況別企業割合

導入している企業の平均は10時間58分です！！
使用者が前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に
一定時刻の休息の確保に努める責務について
労使で協議しましょう。

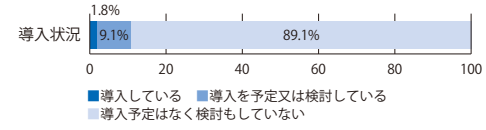

出所：厚生労働省 H30 年就労条件総合調査

若者離職防止 県への提言

「労働力人口の減少」に着目した労使合同提言を実施

11月21日、(一社)法人群馬県経営者協会(以下、群経協)と連合群馬は群馬県に対し、「若者の離職防止、定着・確保」をテーマにした労使合同提言を行いました。

労使合同提言を手交
左から向田群馬県産業経済部長、松井群経協副会長、櫻井連合群馬副会長

2002年3月に締結した「雇用安定推進宣言(※)」をきっかけに、2003年1月に群馬労働局と群馬県に対する提言を実施して以降、3年に一度のペースで取り組み、今回で5回目となりました。

提言項目は、労働力人口の減少に着目した内容として、❶産業技術専門校の更なる拡充と新設科の設置、❷若年無業者への就職支援、❸雇用と生活をセットにした移住・定住環境の整備、❹不足する看護職員の就業促進と復帰支援、❺福利厚生制度の共通利用化の5項目について、県政への反映を求めました。

県は、「経営者、労働者、そして県が一緒にスクラムを組み前に進んでいきたい」とコメントし、今後の県政に活かす考えが示されました。

歴史的な足跡を辿る

これまでの労使合同による取り組み

連合群馬の富澤会長が、副事務局長として在籍していた2002年3月に群経協・連合群馬「雇用安定推進宣言」に関する共同声明がだされました。その後、先進的な労使関係の構築、日常的な協議の場として「労使合同研究委員会」が設置され、2003年1月には歴史的な一歩となった「労使共同セミナー」の初開催、同月には「中高年齢者の雇用のミスマッチ解消」に向けた労使合同提言が実施されました。

当時は連合群馬県民意識調査の回答結果やハローワーク4カ所での求職者へのアンケート調査を実施した結果を基に、課題整理、問題点がまとめられています。

2002年「雇用安定推進宣言」共同声明
左から当時の牛久保群経協会長と大川連合群馬会長

労使合同提言
こちらからご覧になれます→

群経協と共同したこれまでの取り組み

2000年2月24日	群経協・連合群馬労使トップ会談「労使共同声明」を発表
2002年3月28日	**群経協・連合群馬「雇用安定推進宣言」に関する共同声明 労使合同研究委員会設置**
2002年9月30日	第1回労使合同研究委員会 「群馬における新たな時代の労使研究委員会」設置
2003年1月15日	「労使共同セミナー」初開催
2003年1月24日	労使合同研究委員会 「中高年齢者の雇用のミスマッチ解消」に向けた提言 (群馬県及び群馬労働局へ)
2003年12月18日	「群馬県地域労使就職支援機構」設立総会
2006年8月31日	労使合同研究委員会 「若年者に対する雇用・失業情勢の改善」に向けた提言 (群馬県及び群馬労働局へ)
2008年12月22日	「政策運営及び予算編成等に関する要請」
2010年7月13日	群経協・連合群馬「労使意見交換会」
2011年1月18日	労使合同研究委員会 「若者の就労観・職業観醸成の取り組み」に向けた提言 (群馬県及び群馬労働局へ)
2014年4月24日	労使合同研究委員会 「若年者の県内就職促進と就職後の定着率の向上」に向けた提言(群馬県へ)
2016年10月5日	群経協・連合群馬「労使役員懇談会」
2018年11月21日	**労使合同研究委員会 「若者の離職防止、定着・確保」に向けた提言(群馬県へ)**
2019年1月16日	「長時間労働是正に向けた共同宣言」締結

※2001年当時、完全失業率が平均5.0%の高水準で推移しており、中長期的に不良債権の処理等により、雇用情勢の悪化が懸念されていました。そのような中、経営・労働問題を共有化し、より良い労使関係を築き、雇用の安定・確保労使双方が協力し最大限努力することを「雇用安定推進宣言」として確認し、共同声明をだしています。

労働組合 on VIEW

電機連合群馬地方協議会 2019年総合労働条件改善闘争学習会

電機連合群馬地協では総合労働条件改善に向けた取り組みとして、地闘組合への訪問や地闘会議の開催を行い、情報共有や実態把握を行っています。中でも毎年1月に開催している、闘争学習会では単組組合役員が一堂に会し、闘争開始に向け意志合わせを行う重要な場となっています。

運営での
「ちょっと気になる」
を聞きました！

Q&A 32組合1万2千名の組合員をまとめる工夫はありますか

正直言って、まとめる工夫はありませんが、本紙に掲載いただいた「闘争学習会」をはじめ「中堅・中小労組代表者会議」や「書記長会議」など、各種の会議や学習会を通じて、役員同士の横のつながりや組織間の連携を積極的に持っていただくことにより、チームワークや一体感が醸成され、まとまった活動ができていると思っております。

Q&A 青年女性委員会の活動が活発ですね

青年女性委員会は、「活動のテーマ」や「行事の企画・立案、事前調査」など、責任を持って積極的に取り組んでおります。また、年に1度のメイン行事である「青年女性のつどい」では、青年女性委員会が企画・立案し、各組織の青年女性層に参加していただき、一緒に学んで交流を図りながら、次なる青年女性委員の発掘・育成にも努めていただいています。

Q&A 電機連合の2019春闘への意気込みを!!

今次闘争は「『生活不安、雇用不安、将来不安』の払拭に向け、継続した『人への投資』に取り組む」ことと、「すべての労働者がいきいきと働ける環境をめざし、『働き方改革』を推進する」ことです。継続した賃金水準改善に向けて厳しい交渉になると想定されますが、賃金水準改善の継続・定着と波及効果の最大化に向けて、統一闘争の強みを発揮しながら取り組んでいきます。

電機連合群馬地協（以下群馬地協）加盟の単組執行委員を対象に、以降はじまる闘争に向け電機連合で掲げる闘争方針を共有しており、今年は、**過去最多となる252名の参加**となりました。今回は次第に沿って、紹介したいと思います。

日時●2019年1月20日（日）　**会場**●渋川市「ホテル木暮」
参加組合●32組合・252名（うち女性35名）

13:00　電機連合群馬地協　**児玉**議長挨拶

13:10　**【講演Ⅰ】2019年闘争に向けた電機連合の取り組み**
電機連合　**野中孝泰**中央執行委員長

持続可能な社会の実現に向けた時代認識とこれまでの取り組みを通じての労働条件課題を共有
野中中央執行委員長が群馬地協で講演するのは初めて

14:10　**青年女性委員の紹介と今期の取り組み**

14:40　**【講演Ⅱ】政治と労働の接点**
電機連合　**加藤敏幸**政治アドバイザー

「トライ～実践して学ぶ～」をテーマに活動を進めており、『竹林整備ボランティア』や『エコキャップ回収』の取り組みなどを報告。
連合群馬青年委員会と女性委員会からも連合の理解活動としてPRしています。

15:40　**【講演Ⅲ】国政報告会**
参議院議員　**石上としお**氏

生活改善などは政治活動の重要性を認識し、おまかせ民主主義を卒業し、一人ひとりが政治に直接参加をしていくことが大切！

16:10　**群馬地協組織内議員活動報告会**
久保田俊太田市議 / **佐藤久芳**大泉町議

16:30　**統一地方選挙の取り組み**
関根副議長（組織政治担当）

4月に施行される統一地方選挙の群馬地協の取り組みと推薦候補者を共有

ガンバロー三唱

新規加盟組合紹介

1月から群馬地協へ仲間入りした「ナカヨ労働組合」（前橋市総社町1-3-2　415名）の執行部9名が参加しました。

横のつながりを大切に　ご質問お問い合わせは↓まで

電機連合群馬地協　事務局
〒379-2166　前橋市野中町361-2
TEL●027-263-8080
群馬地協事務局長　木闇 裕治

北部地協　渋川から新しい政治を！ 反町議員誕生！！

北部地協事務局次長の反町英孝さん（基幹労連・大同特殊鋼労組渋川工場・新人）が2月3日投開票で行われた「渋川市議会議員選挙」において、多くの方のご支援をいただき見事、当選しました。反町議員は北部地協が統合される前の渋川地協から役員として積極的に関わっていただき、北部地協から事務局次長として、フェスティバルや地域の政策制度に携わってきました。

渡辺議長（左）とがっちり握手

労働組合の役割を地域で発揮

地域フィールド

北部地協　西部地協

西部地協　安中市との政策制度意見交換で地域課題を共有

西部地協を管轄する市町村は3市3町2村にわたり、地協の柱となる「政策・制度要求と提言」は重要な役目を果たしています。安中市においては提出に留まらず、各担当部局と地協役員、柳沢・小川議員と多様化する地域の課題について話し合いを行っています。昨年は11月上旬に安中市に提出した政策制度提言の回答内容について、同29日に実施し、安中市の各担当部長から説明を受けた後、地協役員からの質疑応答を行いました。行政のトップレベルとの意見交換を行うことで、地域行政の課題と今後の方向性についてより深く共有できました。

活発な意見交換が行われる（写真は2017年）

ランチ味ーティング　取材の帰り道

ユニオニオン！生パスタが美味しいよ。行ってみて!!

4月から看護師として働く娘さんと温泉旅行に行くのが楽しみ！という、渋川在住の前橋地協片岡職員から紹介

「渡り蟹のトマトクリーム生パスタ」
パン・ドリンク・サラダが付いて1,100円

Cafe CILCOLINO（カフェ チルコリーノ）

数種類あるメニューから、オススメの生パスタ「渡り蟹のトマトクリーム」ランチをチョイスしました。自家製パスタはほどよいもちもち感とトマトクリームとカニの香りがとても美味しい、サラダもフレンチドレッシングと新鮮野菜が絶妙。これで1100円とは驚きです。ショーケースにフルーツがたっぷり手作りケーキ各種と焼き菓子やコーヒー豆がならびカフェタイムにも絶対いきたいお店です。ごちそうさまでした。

住所●渋川市有馬132-1
営業時間●11:00～21:00
定休日●木曜日・第3水曜日

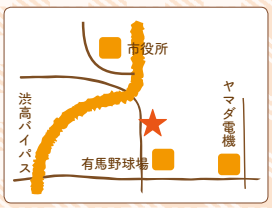

APPROACH+ 2019.03 No.270
日本労働組合総連合会群馬県連合会（連合群馬）
発行人●高草木 悟　編集人●栗原 裕司
〒379-2166 群馬県前橋市野中町361番地2（群馬県勤労福祉センター2F）
TEL●027-263-0555　FAX●027-261-0549　Eメール●info@gunma.jtuc-rengo.jp
URL●http://www.rengo-gunma.gr.jp/

声 -voice 2-

投票に行きましょう！

菊池 美穂　連合群馬女性委員会　委員長(東電常傭労組)

「自分一人、投票してもしなくても、世の中何も変わらない」と、選挙に無関心な方。どこにも投票先がないから積極的棄権行為をしたり、白票を投じたりする人がいるようです。こういった行為はちょっと視点を変えてみると、「今の政治に不満はない」という意思表示になると思います。選挙権は「権利」です。行使されなければ、無視されるだけです。私はとても虚しく、やるせないと感じます。世の中のことに関心を持ち、自らが考え、積極的に参加することが出来る選挙に行こう！と、回りの方に呼びかけてみませんか？私たち大人の一票は、次世代を担う小さい子どもたちへの責任の為にも投票に行きましょう！

ワークルール検定　春 in 群馬

日時　2019年6月9日(日)
初級検定●9:45～11:45
(受付時間9:05～9:35)
※9:45～10:45講習、11:00～11:45検定

会場　ビエント高崎　エクセルホール

受付期間　組織内受付●2月18日(月)～5月12日(日)
一般受付●3月11日(月)～5月12日(日)
公式ウェブサイトよりお申し込みのうえ、
クレジット決済もしくは指定コンビニエンスストアで
受検料をお支払いください。

受検料　初級●2,900円(税込、検定・講習費)

主催　一般社団法人日本ワークルール検定協会

運営　連合群馬

公式ウェブサイトは
こちら

第19回統一地方選挙

忘れずに投票に行きましょう。

群馬県議会議員選挙
告示　3月29日(金)
投開票　4月7日(日)

市長・市議会議員選挙
告示　4月14日(日)
投開票　4月21日(日)

町村長・町村議会議員選挙
告示　4月16日(火)
投開票　4月21日(日)

投票所に入ることができる子どもの範囲が2016年6月より幼児から年齢18歳未満の者に拡大されたユニ。子どもと一緒に行くことで選挙や有権者について考える機会となるね。

編集後記

新生「あぷろうち」2刊目！昨年の12月から季刊発行にしたので、2019年初＆平成最後の記念すべき「あぷろうち」となりました。(笑)

デザイン一新後の制作にあたり、どうしたら目に留まるのだろうかと意識しましたが、読み手と作り手のイメージをあわせていくのは、なかなかに苦労しました。今後も皆さんからの声を頂きながら、「伝える」から「伝わる」へ、を念頭に紙面構成していきますので、その辺も意識して是非手に取ってみてくださいね。(司)

先日、某会議で各組織の広報誌をプロの目から添削をしてもらい、編集の良し悪しを参加者と共有するという、なんとも子どもの授業参観にいるようなドキドキ感を味わってきました。うちの子「あぷろうち」は、なんと好評価の部分で紹介していただきました。しかし"残念"な部分もアドバイスあり…。いろんな目線からの評価に編集も力が入ります。(吉)

読者プレゼント

那須どうぶつ王国
3名様ご招待券を
2名様にプレゼント

① うちの「イクメン」「イクママ」又は「イクボス」自慢をして下さい。
② 郵便番号、自宅住所、氏名、労働組合名
をお書きの上、メールでお送りください。
①及び労組名・氏名は次号6月号に掲載させていただく場合があります。
当選者は6月号で発表します。

**編集者の心をつかんだ2名様に
「那須どうぶつ王国ご招待券」ほか10名様に
ユニオニオングッズをプレゼント！
発送は6月中旬です。**

締切　5月10日(金)必着
応募先　info@gunma.jtuc-rengo.jp
「270号　読者プレゼント」係

12月号当選者発表
森田 陽大様 / 東邦亜鉛労組
舩津 茂様 / 朝倉染布労組